

## 千葉県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金交付要綱

令和4年 3月24日制定(障事第1696号)

令和5年12月22日改正(障事第1485号)

令和6年 3月27日改正(障事第2128号)

### (趣旨)

第1条 知事は、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等の介護ロボット等導入に要する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

### (用語の定義)

第2条 「障害者支援施設事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）

第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス事業を行う者をいう。

2 「共同生活援助事業者」とは、法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う者をいう。

3 「居宅介護事業者」とは、法第5条第2項に規定する居宅介護を行う者をいう。

4 「重度訪問介護事業者」とは、法第5条第3項に規定する重度訪問介護を行う者をいう。

5 「短期入所事業者」とは、法第5条第8項に規定する短期入所を行う者をいう。

6 「重度障害者等包括支援事業者」とは、法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援を行う者をいう。

7 「障害児入所施設事業者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する「障害児入所施設」において児童福祉法第24条の2に規定する障害児入所支援を行う者をいう。

8 「障害者支援施設」とは、法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。

9 「介護従事者」とは、本条第1項から第7項の施設障害福祉サービス事業、障害福祉サービス事業又は障害児入所支援に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。

10 「介護ロボット等」とは、次の（１）から（３）の全ての要件を満たすものをいう。

（１）目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

（２）技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

（３）市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

（補助対象事業者及び経費等）

第3条 本補助金の対象となる事業者、経費等は別表のとおりとする。

（補助事業からの除外）

第4条 補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業者は、補助の対象とならない。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（２）次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(暴力団密接関係者)

第5条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、前条第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同条第1号から第3号までのいずれかに該当する者である団体）とする。

(導入計画の作成)

第6条 事業者は、障害福祉分野における介護ロボット等導入計画書（第1号様式別紙2）及び障害福祉分野における介護ロボット等導入事業積算内訳書（第1号様式別紙3）を作成しなければならない。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める期日までに補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合についてはこの限りではない。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の経費の配分の変更はしてはならないものとする。

(2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

ない。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなった場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。

(承認申請)

第9条 前条第2号又は第3号に該当して、知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(第2号様式)又は補助金中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、千葉県が別途指定した日までに、補助金実績報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 第7条第2項ただし書きにより交付申請したものは、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書きにより交付申請したものは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入控除税額報告書(第5号様式)により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(導入効果の報告)

第11条 事業者は、第6条の規定による障害福祉分野における介護ロボット等導入計画書に基づき、介護ロボット等の導入により得られた業務効率化や職場改善等の効果を客観的かつ定量的な指標に基づいて介護ロボット等の導入前後の比較を行い、千葉県が別途指定した日までに障害福祉分野における介護ロボット等使用状況報告書(第4号様式別紙2)及び障害福祉分野における介護ロボット等導入事業経費報告書(第4号様式別紙3)により知事に報告しなければならない。

- 2 事業者は、補助事業により導入した製品の内容や導入効果について、千葉県

が別途指定した日までにホームページ等により公表しなければならない。

(交付の請求)

第12条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をするときは、補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金に係る経理)

第14条 事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

1 本要綱は、令和4年3月24日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 本要綱は、令和5年12月22日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 本要綱は、令和6年3月27日から施行し、令和5年11月29日以降に実施された、令和5年度補正予算に係る補助金から適用する。

別表

項目	内容
補助対象事業者	<p>(1) 介護ロボット等導入に伴う経費 千葉県内（指定都市及び中核市を除く）に所在する障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者等包括支援事業者又は障害児入所施設事業者を対象とする。</p> <p>(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費 千葉県内（指定都市及び中核市を除く）に所在する障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者を対象とする。</p>
補助対象経費	<p>(1) 介護ロボット等導入に伴う経費 障害福祉分野における介護ロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（介護ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（介護ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（介護ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）。 対象となる機器は、介護ロボット等であって、1機器あたり10万円以上となるものとし、1機器につき30万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用する介護ロボット等については、1機器につき100万円を上限として補助するものとする。 なお、購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。</p> <p>(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）</li> <li>・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）</li> <li>・見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費（見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供</li> </ul>

	<p>の記録ソフトウェア（既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）</p> <p>ただし、見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。</p>
補助金交付額	<p>（１）介護ロボット等導入に伴う経費</p> <p>障害者支援施設においては２１０万円、共同生活援助事業所においては１５０万円、その他事業所においては１２０万円を１施設又は１事業所あたりの基準額とし、１施設又は１事業所あたりの基準額と、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に<math>3/4</math>を乗じて得た額。</p> <p>なお、交付額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（２）見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費</p> <p>７５０万円を１施設又は事業所あたりの基準額とし、１施設又は１事業所あたりの基準額と、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に<math>3/4</math>を乗じて得た額。</p> <p>なお、交付額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

年 月 日

千葉県知事 様

法人所在地  
法人名  
代表者職氏名

千葉県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金  
交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 機器導入事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 補助金申請額 金 円
- 4 補助金所要額調書（別紙1（1）及び（2））
- 5 介護ロボット等導入計画書（別紙2）
- 6 介護ロボット等導入事業積算内訳書（別紙3）
- 7 誓約書及び役員等名簿（別紙4及び5）

<添付書類>

- （1）導入する介護ロボット等のカタログ等
- （2）見積書の写し

千葉県障害福祉分野における介護ロボット等導入事業補助金所要額調査書

法人名 :

施設・事業所名 :

施設の種別 :

(単位:円)

導入機器名	介護ロボット等の種別(A)	1台当たりの機器購入価格(B)	導入台数(C)	初期設定に要する費用(D)	1台当たりの導入経費(E=B+D/C)	1台当たりの上限額(30万円又は100万円)(F)	1台当たりの金額の選定額(EとFを比較し少ない方)(G)	対象経費の実支出予定額(H=C×G)	寄付金その他の収入予定額(I)	差引額(J=H-I)	施設・事業所別の補助基準額(障害者支援施設:210万円 グループホーム:150万円 その他事業所:120万円)(K)	補助基本額(JとKを比較し少ない方)(L)	補助割合(M)	補助所要額(N=L×M)
合計								0		0		0	3/4	0

- (注1) 「導入機器名」には、補助対象となるロボット機器を記載。それ以外の付属品等は本体機器に含めて記載すること。
- (注2) 「A」欄は、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」又は「入浴支援」から選択すること。
- (注3) 機器をリース等により導入する場合、リース等に要する料金を「B」欄に記載すること。
- (注4) 「H」欄、「J」欄及び「N」欄は千円未満を切り捨てること。
- (注5) 「F」欄は、「A」欄が「移乗介護」又は「入浴支援」の場合「1,000,000」円、それ以外の場合「300,000」円となる。
- (注6) 「G」欄が10万円未満となる機器は補助対象外。
- (注7) 「J」欄は、障害者支援施設の場合「2,100,000」円、共同生活援助事業所の場合「1,500,000」円、それ以外の事業所の場合「1,200,000」円となる。

千葉県障害福祉分野における介護ロボット等導入事業補助金所要額調書

見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費分(障害者支援施設、グループホームのみ対象)

法人名 :

施設・事業所名 :

施設の種別 :

(単位:円)

導入機器名 ※第1号様式別紙1(1) と一致させること	通信環境整備に係る費用 (A)	補助基準額(750万円) (B)	補助基本額 (AとBを比較し少ない方) (C)	補助割合 (D)	補助所要額 (E=C×D)
合計				3/4	

- (注1) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費のみの協議は認めない。
- (注2) 「導入機器名」の欄は、第1号様式別紙1-1(1)と一致させること。
- (注3) 「A」欄は、千円未満を切り捨て。
- (注4) 「A」欄の環境整備に係る費用について、見積書にマーカを引くなど、計上した機器や金額の内訳が分かるようにすること。
- (注5) 「C」欄は、「A」欄と「B」欄を比較して少ない方の額を記入すること。
- (注6) 「E」欄は、千円未満を切り捨て。

## 障害福祉分野における介護ロボット等導入計画書

※導入機器ごとの効果や目的等を把握するため、導入機器ごとにそれぞれ作成をしてください。(一体的に利用している機器を除く)

自治体名                      千葉県

**【基本情報】**

フリガナ			
法人名			
フリガナ			
事業所名			
施設・事業所種別(指定を複数受けている場合は、補助上限額を適用する施設・事業所を選択)			
職員数(常勤換算数) [「従事者の1ヶ月の勤務延長時間」÷「事業所等が定めている、常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数 × 4(週)」にて算出(産休・育児、休職は除く)]			
参考情報: 令和元年度から令和4年度に係るロボット等導入支援事業補助実績(複数回補助を受けている場合、補助年度は直近を選択)			
(補助実績)		(補助年度)	

**【申請に当たっての確認事項】 ※4つの事項について記載内容を確認し、チェックすること。**

- 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴している。
- ロボット等導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合には、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用するとともに、その旨を職員等に周知する。
- 千葉県からの求めがあった場合は、ロボット等導入の効果分析や事例の公表等に対応する。
- 「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3ヶ月以内に取得見込みである。

**1. 経費計画**

(1) 補助対象経費の実支出(予定)額  円  
※実際にかかる費用の総額を記載

(2) 補助基本額  円  
※施設・事業所別の補助基準額(障害者支援施設:210万円、グループホーム:150万円、その他事業所:120万円)以下の場合は、1-(1)の金額を記入

(3) 補助所要額  円  
※【1-(2)×3/4】にて算出(千円未満切捨)

(4) 主な導入機器内容(種別・機器名等)

機器の種別:  移乗介護  排泄支援  入浴支援  
 移動支援  見守り・コミュニケーション

機器名:

機器の特徴:

(5) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(障害者支援施設、グループホームのみ)  円

**2. 事業計画**

(1) 機器を導入することにしたきっかけ及び目的(複数回答可)

<p style="text-align: center;">きっかけ</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1 理事長等、法人幹部からの提案</td> <td><input type="checkbox"/> 4 導入に対する補助があるため</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2 施設長・管理者等、管理職からの提案</td> <td><input type="checkbox"/> 5 機器メーカーからの営業・提案</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3 介護職等、現場職員からの提案</td> <td><input type="checkbox"/> 6 他の施設・事業所からの推薦・口コミ</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7 その他</td> <td></td> </tr> </table> <p><small>(※その他を選択した場合に記入)</small></p>	<input type="checkbox"/> 1 理事長等、法人幹部からの提案	<input type="checkbox"/> 4 導入に対する補助があるため	<input type="checkbox"/> 2 施設長・管理者等、管理職からの提案	<input type="checkbox"/> 5 機器メーカーからの営業・提案	<input type="checkbox"/> 3 介護職等、現場職員からの提案	<input type="checkbox"/> 6 他の施設・事業所からの推薦・口コミ	<input type="checkbox"/> 7 その他		<p style="text-align: center;">目的</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1 ケアの質の向上 <small>(利用者の自立支援、社会参加・コミュニケーション機会の増加に向けたケアの実施、根拠に基づいた支援の実施等)</small></td> <td><input type="checkbox"/> 5 職員の確保・離職防止・定着に資する取組の推進</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2 職員の精神的・肉体的負担軽減</td> <td><input type="checkbox"/> 6 ヒヤリ/ハット・介護事故の防止</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3 業務の効率化</td> <td><input type="checkbox"/> 7 その他</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4 会議や他職種連携におけるロボットの活用</td> <td></td> </tr> </table> <p><small>(※その他を選択した場合に記入)</small></p>	<input type="checkbox"/> 1 ケアの質の向上 <small>(利用者の自立支援、社会参加・コミュニケーション機会の増加に向けたケアの実施、根拠に基づいた支援の実施等)</small>	<input type="checkbox"/> 5 職員の確保・離職防止・定着に資する取組の推進	<input type="checkbox"/> 2 職員の精神的・肉体的負担軽減	<input type="checkbox"/> 6 ヒヤリ/ハット・介護事故の防止	<input type="checkbox"/> 3 業務の効率化	<input type="checkbox"/> 7 その他	<input type="checkbox"/> 4 会議や他職種連携におけるロボットの活用	
<input type="checkbox"/> 1 理事長等、法人幹部からの提案	<input type="checkbox"/> 4 導入に対する補助があるため																
<input type="checkbox"/> 2 施設長・管理者等、管理職からの提案	<input type="checkbox"/> 5 機器メーカーからの営業・提案																
<input type="checkbox"/> 3 介護職等、現場職員からの提案	<input type="checkbox"/> 6 他の施設・事業所からの推薦・口コミ																
<input type="checkbox"/> 7 その他																	
<input type="checkbox"/> 1 ケアの質の向上 <small>(利用者の自立支援、社会参加・コミュニケーション機会の増加に向けたケアの実施、根拠に基づいた支援の実施等)</small>	<input type="checkbox"/> 5 職員の確保・離職防止・定着に資する取組の推進																
<input type="checkbox"/> 2 職員の精神的・肉体的負担軽減	<input type="checkbox"/> 6 ヒヤリ/ハット・介護事故の防止																
<input type="checkbox"/> 3 業務の効率化	<input type="checkbox"/> 7 その他																
<input type="checkbox"/> 4 会議や他職種連携におけるロボットの活用																	

(2) 事業所が抱える課題

(3) ロボット機器等を導入する業務内容(概要)

(4) ロボット機器等導入前の定量的指標及びロボット機器等導入により想定される定量的指標

① 前記(2)(3)に係る現在(ロボット機器等導入前)の業務時間内訳

業務内容	A.業務従事者数	発生件数			D.1件当たりの平均処理時間(分)	E.人時間 E(A×C×D)	F.1人あたり業務時間 (C×D÷A)
		B.ひと月当たり	C.年間発生件数(B×12)	0件			
直接介護	1. 移動・移乗・体位変換			0件		0人時間	#DIV/0!
	2. 排泄介助・支援			0件		0人時間	#DIV/0!
	3. 生活自立支援(※1)			0件		0人時間	#DIV/0!
	4. 行動上の問題への対応(※2)			0件		0人時間	#DIV/0!
	5. その他の直接介護			0件		0人時間	#DIV/0!
間接業務	6. 巡回・移動			0件		0人時間	#DIV/0!
	7. 記録・文書作成・連絡調整等(※3)			0件		0人時間	#DIV/0!
	8. 見守り機器の使用・確認			0件		0人時間	#DIV/0!
	9. その他の間接業務			0件		0人時間	#DIV/0!
		0件		0分	0人時間	#DIV/0!	

② ロボット機器等導入後の前記(2)(3)に係る想定業務時間内訳

業務内容	A.業務従事者数	発生件数			D.1件当たりの平均処理時間(分)	E.人時間 E(A×C×D)	F.1人あたり業務時間 (C×D÷A)
		B.ひと月当たり	C.年間発生件数(B×12)	0件			
直接介護	1. 移動・移乗・体位変換			0件		0人時間	#DIV/0!
	2. 排泄介助・支援			0件		0人時間	#DIV/0!
	3. 生活自立支援(※1)			0件		0人時間	#DIV/0!
	4. 行動上の問題への対応(※2)			0件		0人時間	#DIV/0!
	5. その他の直接介護			0件		0人時間	#DIV/0!
間接業務	6. 巡回・移動			0件		0人時間	#DIV/0!
	7. 記録・文書作成・連絡調整等(※3)			0件		0人時間	#DIV/0!
	8. 見守り機器の使用・確認			0件		0人時間	#DIV/0!
	9. その他の間接業務			0件		0人時間	#DIV/0!
		0件		0分	0人時間	#DIV/0!	

※1 入眠起床支援、利用者とのコミュニケーション、訴えの把握、日常生活の支援  
 ※2 徘徊、不潔行為、昼夜逆転等に対する対応等  
 ※3 利用者に関する記録等の作成、勤務票等の作成、申し送り、文書検索等

年間業務時間数想定削減率(%) **#DIV/0!**

(5) 想定削減率が20%を超える場合は、その要因について記載すること。

## 障害福祉分野における介護ロボット等導入事業積算内訳書

自治体名 千葉県

**【基本情報】**

法人名	
事業所名	
職員数(実数)	人
施設利用者数	人

実支出(予定)額: - 円

**(1) 障害福祉分野のロボット等の導入に伴う経費**

機器導入費用(合計)	初期設定に要する費用(合計)	値引額(合計)
-	-	

No.	導入内容	数量	単価	機器導入費用	初期設定に要する費用
1		台		0	
2		台		0	
3		台		0	
4		台		0	
5		台		0	
<b>合計</b>				-	-

機器の導入経費(購入費用及び初期設定費用)と認められない経費は対象外とする。

**【対象外となる経費の例】**

- ・Wi-Fi工事等通信環境整備に要する経費
- ・機器の配送料
- ・PC、タブレット及びその付属品
- ・工事費(設置費は可能)

※見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(障害者支援施設、グループホームのみ)は補助対象とする。

**(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(障害者支援施設、グループホームのみ)**

通信環境整備費用(合計)	-
--------------	---

導入内容	金額
費用合計	-

<p><b>備考</b> (特別な事情等があれば記載)</p>	
-------------------------------------	--

※ 本内訳書の資料として、複数の業者から徴した見積書の写し(PDFファイルに限る。)を添付すること。

役員等名簿

番号	商号又は名称（半カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											

現在における当法人の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

法人名  
代表者職氏名

印

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問、その他実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

年 月 日

千葉県知事 様

法人所在地  
法人名  
代表者職氏名

千葉県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金  
変更承認申請書

年 月 日付け千葉県障害指令第 号 で交付決定があった  
千葉県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金について、下記の理由に  
より変更したいので承認されたく申請します。

記

- 1 機器導入事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 変更交付申請額 金 円  
(既交付決定額 金 円 )
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由
- 6 添付書類

年 月 日

千葉県知事 様

法人所在地  
法人名  
代表者職氏名

千葉県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業  
補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け千葉県障害指令第 号 で交付決定があった  
千葉県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金について、下記の理由に  
より 中止（廃止）したいので承認されたく申請します。

記

- 1 機器導入事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 中止（廃止）の内容
- 4 中止（廃止）の理由

年 月 日

千葉県知事 様

法人所在地  
法人名  
代表者職氏名

千葉県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金  
実績報告書

年 月 日付け千葉県障害指令第 号で交付決定があった  
千葉県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金について、次のとおり  
関係書類を添えて報告します。

記

- 1 機器導入事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 補助金精算額調書（別紙1（1）、（2））
- 4 介護ロボット等使用状況報告書（別紙2）
- 5 介護ロボット等導入事業経費報告書（別紙3）

<添付書類>

- （1）補助事業に係る契約書の写し又は契約の有無が確認できる書類（発注書）  
などの写し
- （2）補助事業に係る領収書の写し又は領収が確認できる振込書類の写し
- （3）導入した機器の納品書の写し
- （4）導入した機器の写真

千葉県障害福祉分野における介護ロボット等導入事業補助金精算額調書

法人名 :

施設・事業所名 :

施設の種別 :

(単位:円)

導入機器名	介護ロボット等の種別(A)	1台当たりの機器購入価格(B)	導入台数(C)	初期設定に要する費用(D)	1台当たりの導入経費(E=B+D/C)	1台当たりの上限額(30万円又は100万円)(F)	1台当たりの金額の選定額(EとFを比較し少ない方)(G)	対象経費の実支出額(H=C×G)	寄付金その他の収入額(I)	差引額(J=H-I)	施設・事業所別の補助基準額(障害者支援施設:210万円 グループホーム:150万円 その他事業所:120万円)(K)	補助基本額(JとKを比較し少ない方)(L)	補助割合(M)	補助所要額(N=L×M)
合計								0		0		0	3/4	0

- (注1) 「導入機器名」には、補助対象となるロボット機器を記載。それ以外の付属品等は本体機器に含めて記載すること。
- (注2) 「A」欄は、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」又は「入浴支援」から選択すること。
- (注3) 機器をリース等により導入する場合、リース等に要する料金を「B」欄に記載すること。
- (注4) 「H」欄、「J」欄及び「N」欄は千円未満を切り捨てること。
- (注5) 「F」欄は、「A」欄が「移乗介護」又は「入浴支援」の場合「1,000,000」円、それ以外の場合「300,000」円となる。
- (注6) 「G」欄が10万円未満となる機器は補助対象外。
- (注7) 「J」欄は、障害者支援施設の場合「2,100,000」円、共同生活援助事業所の場合「1,500,000」円、それ以外の事業所の場合「1,200,000」円となる。

千葉県障害福祉分野における介護ロボット等導入事業補助金精算額調書

見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費分(障害者支援施設、グループホームのみ対象)

法人名 :

施設・事業所名 :

施設の種別 :

(単位:円)

導入機器名 ※第1号様式別紙1(1) と一致させること	通信環境整備に係る費用 (A)	補助基準額(750万円) (B)	補助基本額 (AとBを比較し少ない方) (C)	補助割合 (D)	補助所要額 (E=C×D)
合計				3/4	

- (注1) 「導入機器名」の欄は、第1号様式別紙1-1(1)と一致させること。
- (注2) 「A」欄は、千円未満を切り捨て。
- (注3) 「A」欄の環境整備に係る費用について、見積書にマーカーを引くなど、計上した機器や金額の内訳が分かるようにすること。
- (注4) 「C」欄は、「A」欄と「B」欄を比較して少ない方の額を記入すること。
- (注5) 「E」欄は、千円未満を切り捨て。

## 障害福祉分野における介護ロボット等使用状況報告書

※導入機器ごとの効果や目的等を把握するため、導入機器ごとにそれぞれ作成をしてください。(一体的に利用している機器を除く)

自治体名 千葉県

**【基本情報】**

フリガナ			
法人名			
フリガナ			
事業所名			
施設・事業所種別(指定を複数受けている場合は、補助上限額を適用する施設・事業所を選択)			
職員数(常勤換算数)【(従事者の1ヶ月の勤務延時間数)÷(事業所等が定めている、常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数 × 4(週))にて算出(産休・育休、休職は除く)】			
参考情報:令和元年度から令和4年度に係るロボット等導入支援事業補助実績(複数回補助を受けている場合、補助年度は直近を選択)			
(補助実績)		(補助年度)	

**【報告に当たっての確認事項】 ※4つの事項について記載内容を確認し、チェックすること。**

- 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴した。
- ロボット等導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合には、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用するとともに、その旨を職員等に周知した。
- 「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定した。

**1. 経費実績**

(1) 補助対象経費の実支出額 \_\_\_\_\_ 円  
※実際に要した費用の総額を記載

(2) 補助基本額 \_\_\_\_\_ 円  
※施設・事業所別の補助基準額(障害者支援施設:210万円、グループホーム:150万円、その他事業所:120万円)以下の場合は、1-(1)の金額を記入

(3) 補助所要額 \_\_\_\_\_ 円  
※【1-(2)×3/4にて算出(千円未満切捨)】

(4) 主な導入機器内容(種別・機器名等)

機器の種別:  移乗介護     排泄支援     入浴支援  
 移動支援     見守り・コミュニケーション

機器名: \_\_\_\_\_

機器の特徴: \_\_\_\_\_

(5) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(障害者支援施設、グループホームのみ) \_\_\_\_\_ 円

**2. 事業実績**

(1) 機器を導入して感じた課題及び効果(複数回答可)

課題	
<input type="checkbox"/> 1 導入費用が高額である	<input type="checkbox"/> 6 使い方の周知や教育・研修等の業務改革の必要性がある
<input type="checkbox"/> 2 機器に関する情報が少ない	<input type="checkbox"/> 7 法人または施設・事業所としての具体的な方針が足りない
<input type="checkbox"/> 3 機器が現場のニーズにあっていない	<input type="checkbox"/> 8 機器を活用するための人員体制が足りない
<input type="checkbox"/> 4 利用者・職員の安全面に不安がある	<input type="checkbox"/> 9 導入・活用する事に利用者・職員に抵抗感があつた
<input type="checkbox"/> 5 設置場所や準備・点検等、維持管理が大変	<input type="checkbox"/> 10 その他 _____

(※その他を選択した場合に記入)

効果	
<input type="checkbox"/> 1 ケアの質の向上 <small>(利用者の自立支援、社会参加・コミュニケーション機会の増加に向けたケアの実施、根拠に基づいた支援の実施等)</small>	<input type="checkbox"/> 5 職員の確保・離職防止・定着に資する取組の推進
<input type="checkbox"/> 2 職員の精神的・肉体的負担軽減	<input type="checkbox"/> 6 ヒヤリ/ハット・介護事故の防止
<input type="checkbox"/> 3 業務の効率化	<input type="checkbox"/> 7 その他 _____
<input type="checkbox"/> 4 会議や他職種連携におけるロボットの活用	

(※その他を選択した場合に記入)

(2) 事業所が抱える課題

(3) ロボット機器等を導入した業務内容(概要)

## 障害福祉分野における介護ロボット等導入事業経費報告書

自治体名 千葉県

**【基本情報】**

法人名	
事業所名	
職員数(実数)	人
施設利用者数	人

実支出額:                      - 円

**(1) 障害福祉分野のロボット等の導入に伴う経費**

機器導入費用(合計)	初期設定に要する費用(合計)	値引額(合計)
-	-	

No.	導入内容	数量	単価	機器導入費用	初期設定に要する費用
1		台		0	
2		台		0	
3		台		0	
4		台		0	
5		台		0	
<b>合計</b>				-	-

機器の導入経費(購入費用及び初期設定費用)と認められない経費は対象外とする。

**【対象外となる経費の例】**

- ・Wi-Fi工事等通信環境整備に要する経費
- ・機器の配送料
- ・PC、タブレット及びその付属品
- ・工事費(設置費は可能)

※見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(障害者支援施設、グループホームのみ)は補助対象とする。

**(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(障害者支援施設、グループホームのみ)**

通信環境整備費用(合計)	-
--------------	---

導入内容	金額
費用合計	-

<p><b>備考</b> (特別な事情等があれば記載)</p>	
-------------------------------------	--

※ 本内訳書の資料として、納品書及び領収書の写し(PDFファイルに限る。)を添付すること。

年 月 日

千葉県知事 様

所在地  
法人名  
代表者職氏名

千葉県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった千葉県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業について、千葉県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第14条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

第6号様式（第12条）

千葉県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金  
交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

法人所在地  
法人名  
代表者職氏名

年 月 日付け千葉県障事達第 号で額の確定のあった  
千葉県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金について、下記の  
とおり請求します。

金 円

預金種別	普通・当座
振込先	銀行 支店
口座番号	
名義人 (フリガナ)	

<本件責任者>

所属名

職氏名

電話番号

<本件担当者>

所属名

職氏名

電話番号